令和７年 10 月第４回

宇佐・高田・国東広域事務組合議会臨時会

会　　議　　録

令和７年１０月第４回宇佐・高田・国東広域事務組合議会臨時会会議録

○議事日程

令和７年１０月７日（火曜日）　午前１１時０４分　開会

日程第１　会議録署名議員の指名

日程第２　会期の決定

日程第３　諸報告

日程第４　議案一括上程（議第 19 号～議第 23 号）

日程第５　提案理由及び議案説明

日程第６　議案審議（質疑・討論・採決）

追加日程第７　西大堀地区クリーンセンターの施設管理運転業務に関する請願書について

追加日程第８　緊急質問について

追加日程第９　佐々木正管理者に対する警告決議について

○会議に付した事件

議第１９号　工事請負契約の変更について

議第２０号　工事請負契約の変更について

議第２１号　令和７年度宇佐・高田・国東広域事務組合会計補正予算(第２号)について

議第２２号　宇佐・高田・国東広域事務組合公平委員会委員の選任について

議第２３号　宇佐・高田・国東広域事務組合公平委員会委員の選任について

請願第１号　西大堀地区クリーンセンターの施設管理運転業務に関する請願書について

決議第１号　佐々木正管理者に対する警告決議について

○出席議員（１２名）

１番　水脇純一	２番　吉田泰秀
３番　川谷光紹	４番　多田羅純一

５番　辛 島 光 司　　６番　永松　　郁
７番　河 野 徳 久　　８番　安 東 正 洋
９番　菅　　健 雄　　１０番　宮 園 正 敏
１１番　森　　正 二　　１２番　丸小野宣康

○説明のため出席した者の職氏名

管 理 者	佐々木 敏 夫	副管理者	後 藤 竜 也
副管理者	松 井 督 治	会計管理者	奥 野 博 文
事務局長	加 来　　守		

○事務局出席職員職氏名

課長　萱 島 洋 人　　係長　竹 本 正 史　　書記　木 村 幸 二

○会議の経過

午前１１時０４分　開会

安 東 議 長　皆さん、こんにちは。

ただいま、出席議員は12名で、地方自治法第113条の定足数に達しておりますので、議会は成立いたしました。これより、本日をもって召集されました、令和7年10月第4回宇佐高田国東広域事務組合議会臨時議会を開会いたします。

議事日程は、お手元に印刷配付の通りでありますので、朗読を省略いたします。地方自治法第121条の規定により、管理者他関係者の出席を求めましたので、ご了承願います。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第2条の規定により、準用する宇佐

市議会会議規則第88条の規定により、議長において、10番、宮園正敏君。11番森正二君を指名いたします。

日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本臨時議会の会期は本日1日間といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。よって、会期は本日1日間と決定いたしました。日程第3、諸般の報告を求めます。

加来局長　はい、議長。

安東議長　事務局長、加来守君。

加来局長　皆さん、こんにちは。事務局長の加来でございます。

令和7年6月の第3回組合議会臨時会以降から、今期の臨時会に至るまでの事務報告につきましては、本日、お手元に印刷物を配付しております。そちらをご確認の上、ご承知くださいますようお願いいたします。以上です。

安東議長　日程第4議第19号から議

辛島議員　議長。

安東議長　はい。

辛島議員　緊急。緊急動議。

安 東 議 長　はい。どうぞ。

辛 島 議 員　5番辛島でございます。緊急動議でございますけども、去る令和7年6月6日に、地元西大堀地区より出されました請願に関してでございますけども、今現在、運転、業務委託の選定方法が難航してる状況の中で、今日の臨時会が開かれております。

その中で、その請願を、この本議会で審査することを求めます。以上です。

安 東 議 長　はい。分かりました。ただいまの動議に賛成者の挙手を求めます。

（賛成者 10 名）

賛成多数。賛成者は2人以上でございますので、動議は、成立いたしました。それでは、しばらく休憩をいたします。

休憩　午前１１時０８分

再開　午前１１時５８分

安 東 議 長　それでは、ただいまから再開いたします。成立しました請願の動議を議題として、ただいまから採決いたします。辛島議員の動議の通り決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立 11 名）

起立多数です。よって、本件は可決されました。続いて、辛島議員の動議を日程に追加し、追加日程第7として、議題とすることを採決いたします。

この動議を日程に追加し、追加日程第７として、議題とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立 11 名）

起立多数です。よって本件は可決されました。

ここで皆様方にお知らせいたします。ちょうどお昼になりましたので、再開はですね午後１時を予定しておりますが、いかがでしょうか。いいですか。

（議員より「はい」との返事有り）

はい。じゃあ、午後１時に再開いたします。しばらく休憩いたします。

休憩　午前１１時５８分

再開　午後　１時００分

安東議長　続けます。日程第 4。議第 19 号から議第 23 号を一括上程し、議題といたします。日程第 5、提案理由、並びに議案等の内容について説明を求めます。

佐々木管理者　はい。

安東議長　管理者、佐々木敏夫君。

佐々木管理者　皆さん、こんにちは。管理者の佐々木でございます。議第１９号から議第２３号までの提案理由について、ご説明いたします。

議第１９号は、宇佐・高田・国東広域ごみ処理施設整備事業の外構工事、議第２０号は国東サテライトセンター施設整備事業の建屋建設工事でございます。議第１９号及び議第２０号の工事請負契約を変更したいので、地方自治法第９６条第１項第５号及び

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第２条第２項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議第２１号は、「令和７年度宇佐・高田・国東広域事務組合会計補正予算（第２号）について」でございます。今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ 660 万 5 千円を増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 38 億 3,551 万 7 千円とするものであります。歳入補正につきましては、分担金及び負担金が 603 万 5 千円の増額、国庫支出金が 57 万円の増額となっています。歳出補正につきましては、総務費が 244 万 1 千円の増額、衛生費が 416 万 4 千円の増額となっています。歳出補正の内容としましては、2 款総務費では、総務管理費の一般管理費、需用費、消耗品費ついて、30 万 1 千円の増額、役務費、通信運搬費について、17 万 1 千円の増額、委託料、財務会計システム導入委託について、99 万円の増額、使用料及び賃借料、施設竣工式物品借上料について 97 万 9 千円を増額するものでございます。これは、消耗品費についてはコピーの使用が当初の予定を上回る見込みのため、通信運搬費については新施設の電話代の追加及び切手代の不足が見込まれるため、財務会計システム導入委託については現在エクセルで管理している財務会計について、今後伝票の起票等が増える事が予測されるので、新規でシステムの導入を行うため、施設竣工式物品借上料については竣工式執行時に必要となる物品を借り上げるため、それぞれ必要となる費用の増額について本議会において予算の補正を計上するものです。次に 3 款衛生費、1 項清掃費では、1 目清掃総務費の負担金補助及び交付金、水道加入負担金を 77 万 1 千円増額するものです。これは新施設の水道加入負担金について、工事請負業者が負担している加入負担金を組合名義に変更するために必要となる費用について予算の補正を計上するものです。2 目ごみ処理場費、委託料のごみ処理施設警備業務委託については、現在警備を委託している管理棟と計量棟に加えて、焼却棟及びリサイクル棟の警備を新たに追加する費用について予算の補正を計上するもので

す。3目中継施設費については、サテライトセンターにおける計量業務について、会計年度任用職員を配置する予定としており、156万4千円の増額をするものです。4目ごみ処理場施設整備費については、工事請負費について173万円の増額をするものです。これは、今回の変更契約で事業費が確定するものについて予算を調整するものです。内訳については、広域ごみ処理施設外構工事が、616万3千円の減額、国東サテライトセンター建屋建設工事については、789万3千円の増額とするものでございます。以上の補正に伴い、歳入の各構成市の負担金及び国庫支出金を増額補正するものでございます。議第２２号は、「宇佐・高田・国東広域事務組合公平委員会委員の選任について」でございます。本組合の公平委員会委員で、豊後高田市から選出されています 佐藤ひとみ 委員が、本年11月27日をもって任期満了となるため、同氏を再選任したいので、地方公務員法第９条の２第２項の規定により議会の同意を求めるものです。議第２３号は、同じく「宇佐・高田・国東広域事務組合公平委員会委員の選任について」でございます。 本組合の公平委員会委員で、宇佐市から選出されています小野寿明（おのとしあき）委員が、本年11月28日をもって辞職の届出があったため、新たに宇佐市大字下高家(しもたけい)の永岡政子(ながおかまさこ)氏を委員に選任したいので、地方公務員法第９条の２第２項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

以上をもちまして提案理由の説明を終わらせていただきます。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

安東議長　以上で提案理由並びに議案等の内容についての設定、説明は終わりました。

日程第6これより議案審議に入ります。

議第19号工事請負契約の変更についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。ただいまのところ、発言通告書の提出はございませんが、質疑ありませんか。

（「なし」と答える声あり）

質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」と答える声あり）

討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより議第19号について採決いたします。お諮りします。本案は原案の通り、決することにご異議ありませんか。

（「なし」と答える声あり）

ご異議なしと認めます。よって、議第19号は原案の通り可決されました。続いて、議第20号工事請負契約の変更についてを議題といたします。これより質疑に入ります。ただいまのところ、発言通告書の提出はございませんが、質疑はありませんか。

（「なし」と答える声あり）

質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」と答える声あり）

討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより議第20号について採決いたします。お諮りいたします。本案は、原案の通り決することにご異議ありませんか。

（「なし」と答える声あり）

ご異議なしと認めます。よって、議第20号は原案の通り可決されました。続いて、議題21号の宇佐高田国東広域事務組合会計補正予算（第2号）について議題といたします。これより質疑に入ります。ただいまのところ、発言通告書の提出はございませんが、質疑ありませんか。

（「なし」と答える声あり）

質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」と答える声あり）

討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより議第21号について採決いたします。お諮りいたします。本案は、原案の通り決することにご異議ありませんか。

（「なし」と答える声あり）

ご異議なしと認めます。よって、議第21号は原案の通り可決されました。続いて、議第22号の宇佐高田国東広域事務組合公平委員会委員の選任についてを議題といたします。これより質疑に入ります。ただいまのところ、発言通告書の提出はございませんが、質疑ありませんか。

（「なし」と答える声あり）

質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。これより討論に入ります。討論ありませんか。討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより議第22号に、ついて採決いたします。お諮りします。本案は、原案の通り決することにご異議ありませんか。

（「なし」と答える声あり）

ご異議なしと認めます。よって、議第22号は原案の通り同意されました。続いて、議第23号の宇佐高田国東広域事務組合公平委員会委員の選任についてを議題といたします。これより質疑に入ります。ただいまのところ、発言通告書の提出はございませんが、質疑はありませんか。

（「なし」と答える声あり）

質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」と答える声あり）

討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより、議第23号について採決いたします。お諮りします。本案は原案の通り決することにご異議ありませんか。

（「なし」と答える声あり）

ご異議なしと認めます。よって、議第23号は原案の通り同意されました。

追加日程といたしまして、第7、請願第1号西大堀地区クリーンセンターの施設管理運転業務に関する請願書についてを議題といたします。それでは、事務局に請願の内容説明を求めます。

萱島課長　はい。議長。

安東議長　はい。総務課長、萱島洋人君

萱島課長　総務課長の萱島です。それでは、請願第1号、西大堀地区クリーンセンターの施設管理運転業務に関する請願書の内容についてご説明いたします。配付の請願文書表をご覧ください。受理日は、令和7年6月6日でございます。請願者は、宇佐市大字西大堀755－1。西大堀区長、豊岡正晴氏でございます。紹介議員は、永松郁議員。辛島光司議員。多田羅純一議員。川谷光紹議員。吉田泰秀議員、水脇純一議員であります。内容について、ご説明申し上げます。請願書の要旨をご覧ください。

要旨。

施設管理運転業者を選定する際には、以下の実績と提案を求め、評価すること。

1、96トン以上の運転管理実績を有すること。

2、年間を通して、24時間運転実績を有すること。

3、企業の技術的信用度、財政的信用度を評価すること。

4、地元との良好な関係性構築についての提案を評価すること。

理由。記載の理由を読み上げます。

西大堀地区に建設中のごみ処理施設において、これまでの紆余曲折の経緯があり、地元民の間では、今後の管理運転業務に対して大きな不安を抱いているところです。今後、管理運転業務を選定する際には、安心安全な企業、全幅の信頼で管理運転業務を任される企業を選定して欲しいと心から願っています。これから先、何十年と施設と共に暮らし続ける地元民の心情をご理解いただき、請願の趣旨にご賛同いただけるよう、重ねてお願いいたします。以上で説明を終わります。

安東議長　はい。これより、請願第1号、西大堀地区クリーンセンターの施設管理運転業

務に関する請願書についてに対する質疑に入ります。質疑や意見はありませんか。

（「なし」と答える声あり）

質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」と答える声あり）

討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより請願第1号について採決いたします。お諮りします。本件について採択することにご異議ありませんか。

（「なし」と答える声あり）

ご異議なしと認めます。よって、請願第1号　西大堀地区クリーンセンターの施設管理運転業務に関する請願書については、採択と決定いたしました。以上をもちまして。

永松議員　議長。

安東議長　はい。永松郁君。

永松議員　6番、宇佐市選出の永松でございます。緊急、緊急質問の動議を提出いたします。西大堀クリーンセンターの件について緊急質問をしたいので同意の上、日程に追加し、発言の許可をされることを望みます。なお、賛同議員については、水脇議員、吉田議員、川谷議員、多田羅議員、辛島議員でございます。以上、よろしくお願いいたします。

安東議長　ただいま、永松議員から緊急質問に同意の上、日程に追加し、発言を許可されたいとの動議が提出され、所定の賛成者がありますので、動議は成立いたしました。ここで、永松議員から提出されました緊急質問に同意の上、日程に追加し発言を許可されたい。との動議を議題とし、採決いたします。お諮りいたします。この動議の通り決することにご異議ありませんか。

（「なし」と答える声あり）

ご異議なしと認めます。よって、永松郁君の緊急質問に同意の上、この際、日程に追加し、発言の許可をされたいとの動議は可決されました。ここで一旦休憩をいたします。

休憩　午後１時２０分

再開　午後１時２２分

安東議長　永松郁君の発言を許可します。

永松議員　議長。

安東議長　6番、永松薫君。

永松議員　宇佐市選出議員の6番、永松でございます。安藤議長の発言の許可をいただきましたので、緊急質問をさせていただきます。令和7年12月の供用開始に向けた令和7年10月1日の第7回正副管理者会議において、運転業務委託の選定方式が決定される予定だったが決まらずに、豊後高田市より新たな代替案提出が提出されたようでございます。そのような状況を鑑みて、新クリーンセンターについて、以下の通り質問をさせていただきます。

1項目め、令和7年11月26日の完成引き渡しに向けて、期間を短縮して、タイトなスケジュールで試運転を行っていると認識しておりますが、トラブル等は全く発生してないのでしょうか。

2項目め。令和7年10月1日に、運転業務委託の選定方法を決める予定であったと認識しておりますが、決まらなかった理由をお伺いいたします。また、12月の供用開始に間に合うよう順調に進んでいるのか、お伺いいたします。

3項目め。豊後高田市からの代替案について。

（1）第7回の正副管理者会議で、豊後高田市から提出された代替案と呼ばれるものは、幹事会で審議されたものだったのかお伺

いいたします。

2項目め、これまでのルールと異なり、どのような根拠に基づいて、管理者会議において、会議のメンバーではない豊後高田市の職員による説明が行われたのか、お伺いいたします。

3項目め。広域事務組合の、内部統制、意思決定のプロセスの安全性と透明性に重大な影響を及ぼしていると言わざるをえないが、正管理者は広域事務組合の組織運営をいかが考えているのかお伺いいたします。

最後に、4項目め。立地地区との公害防止協定は、本来であれば試運転が始まる前に、締結されるべきものであると思います。今日に至るまで、協定を締結しない理由と今後の予定について、お伺いいたします。以上で、第1回目の質問を終わります。明快な答弁をよろしくお願いいたします。

佐々木管理者　はい。

安東議長　管理者、佐々木。はい。

河野議員　7番　河野徳久です。今説明がありましたが、質疑は許されませんか。

安東議長　緊急、緊急質問でございますので、当然、許されるものと私は認識しますので、どうぞ。

河野議員　はい。7番　河野徳久です。今、永松議員から説明がありました、この文章を見ると、これは緊急質問を通告で出すべきじゃなくて、この議会があることで、一般質問でするべき趣旨の内容が多いと思います。これを動議で取り上げるっちゅうことは、私は議会のルールを軽視するというか、軽視しているんじゃないかと感じるんですが、事務局の返答をお願いいたします。

萱島課長　はい。

安東議長　総務課長、萱島洋人君。

萱島課長　お答えいたします。今回は、確かに臨時議会でございます。臨時議会の一般質問については、基本的にはできないということになっておりますが、今回の緊急質問につきましては、先ほど議員さん方にご承認をいただいたと思いますが、それに基づいてできるということになっております。以上でございます。

安東議長　よございますか。

河野議員　はい。

安東議長　はい。それでは、管理者、佐々木敏夫君。

佐々木管理者　はい。ただいまの質問について、答弁をさせていただきます。現在、正副管理者で協議をしているところでございます。今後、幹事会なども、議論をしていただくようにしており、協議経過の途中でありますので、答弁については控えさせていただきたいと思います。よろしくお願いします。

安東議長　全部言うてしまいますか。答弁皆。いや、すべて一問一答ですか。はい。

永松議員　いえ、最初に、宇佐市議会のルールでよろしいですか。議長。

安東議長　はい。はい。

永松議員　宇佐市議会のルールでいけば、すべて管理者の執行部の方からの回答いただいて、そののち一問一答方式で行っていくような形になっておりますので、答弁の方、正式によろしくお願いしたいと思います。

安東議長　はい。分かりました。

安東議長　はい。事務局長、加来守君

加来局長　はい。事務局長の加来でございます。6番、永松議員の緊急質問にお答えします。

1項目め。

令和7年11月26日の完成引き渡しに向けて、期間を短縮して、タイトなスケジュールで試運転を行っていると認識しているが、トラブルも全くなく、12月の供用開始に間に合うように順調に進んでいるかについてですが、新クリーンセンターは12月1日の供用開始に向け、機械の性能試験や出力試験を実施しながら、試運転調整を進めています。宇佐市と国東市の一般家庭ごみは、8月18日から、豊後高田市の家庭ごみは、10月1日から受け入れを開始しています。不燃ごみについては、ペットボトルを9月上旬から、その他の瓶・ガラス缶類は、9月20日から受け入れを始めております。焼却施設、リサイクル施設ともに、各部分の動作確認、調整を行いながら試運転を実施しており、これまでに大きなトラブルの報告はありません。現時点では、工程に沿って順調に進んでいるとの報告を受けています。

2項目め。

当初の予定通りに、令和7年10月1日に運転業務委託の選定方式が決まらなかった理由、12月の供用開始のスケジュールに、間に合うのかについてですが、まず、10月1日に行われました正副管理者副市長会議において、事務局が構成市の意見を調整して提

	示した折衷案に対し、豊後高田市からさらに独自案が提出されたため、両案を幹事会で改めて検討する必要が生じました。そのため、当初の予定通りに会議が進行できず、正副管理者の協議において、再度幹事会において検討する結果となりました。これが、12月の供用開始に与える影響については、現時点では非常に厳しい状況になったと事務局では認識しております。 3項目めの1点目。 豊後高田市からの代替案について、第7回の正副管理者会議で、豊後高田市から提出された代替案と呼ばれるのは幹事会で審議されたものだったのかについてですが、結論としては、幹事会では審議はされておりません。 2点目。 これまでのルールと異なるが、どのような根拠に基づいて管理者会議において、会議メンバーではない豊後高田市の職員による説明が行われたかについてですが、組合事務局が、現時点で把握している情報では、説明者の任命根拠、権限、説明の範囲、議事録への反映といった重要事項を確認できておらず、事実関係の詳細は把握しておりません。以上です。
永松議員	議長、よろしいですか。
安東議長	はい。どうぞ。永松郁君。
永松議員	緊急質問で私どもが質問したわけでもございますし、それは執行部としてもですね。議員の意見を尊重しながら、適切に回答していただくべきものだろうと思います。4項目めについての質問回答はございませんが、そのところの回答を的確に求めたいと思います。
安東議長	はい。しばらく休憩いたします。

休憩　午後１時３６分

再開　午後１時３６分

佐々木管理者　立地地域並びに周辺地域住民の安心安全についてお答えします。西大堀自治区をはじめ、周辺地域住民の安心安全に向けた対応は、大変重要な事だととらえております。公害防止協定などにより、公害を未然に防ぎ、地域住民の健康保護と生活環境の保全を目的として、協定などを締結し、担保していきたいと思っております。

永松議員　議長。

安東議長　はい。永松郁君。

永松議員　すいません。3項目めの3の回答もなされておりませんので、よろしくお願いしたいと思います。

安東議長　3項目めの3。(3)。はい。はい。

永松議員　(3)です。

安東議長　はい。はい。しばらく休憩いたします。

休憩　午後１時３８分

再開　午後１時３８分

佐々木管理者　はい。

安東議長　管理者、佐々木敏夫君

佐々木管理者　最初、質問に対しましてお答えしましたように、今、正副管理者や幹事会等で十分協議しておりますので、経過については差し控えさしていただきます。

永松議員　議長

安東議長　永松郁君

永松議員　質問に移ってよろしいですか。

安東議長　再質問ですね。はい。

永松議員　それでは順次、再質問に移らさせていただきます。一問一答で行わさしていただきたいと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。やはりこの質問内容を出したときにですね。やはりこう答弁できるのはやはり、管理者の佐々木管理者じゃないとなかなか事務局答弁では真意は伝わらないと思い、本旨の部分が出てこないと思います。議会、そしてまた議員の質問でもございますし、管理者の真摯なる質問、答弁を期待しております。それでは、1項目めより再質問をさせていただきます。

1項目め。

試運転のチェック体制はどうなっているのか。途中経過。トラブル対応の報告は定期的に提出さされているのか。これは、事務局でもわかるかもしれませんので、もしわかればお伺いしたいと思います。

加来局長　はい。議長

安東議長　事務局長、加来守君。

加来局長　はい。6番、永松議員の再質問にお答えいたします。今現在、進捗につきまして、また、工事の経過報告につきましては、全国都市清掃会議というところと、組合の方が委託契約を結んでおります。どういった委託契約かと申しますと、アドバイザリーといって第三者機関になるんですけれども、プラント業者の性能試験がうまくいっているかどうか、第三者的な目で、審査する機関でございます。それで、そこの定期的な検査と工程会議、私たちも出席するんですけれども、そのような過程で性能試験をチェックしてございます。以上です。

永松議員　はい。

安東議長　はい。永松郁君。

永松議員　はい。よろしくお願いしたいと思います。それでは、1項目めの試運転期間の短縮により、チェックが甘くなるようなことが断じてないよう、途中経過報告や技術上の課題等が発生した場合には、報告書などを提出させるよう厳しい指導をお願いしたいと思いますが、それに対して答弁お願いします。

安東議長　事務局長、加来守君。

加来局長　はい。お答えします。確かにその都度の報告書は必要だと思います。また、私たちも近隣の住民の方からですね、お電話等問い合わせがあります。それに的確にお答えするには、常に新しい情報というか、今日の状況等踏まえ、お答えする義務があると思いますので、その辺はプラント業者と連携を密に情報共有していきたいと思います。今日もですね。生活環境課長の方から、情報提供あったんですが。計量棟の、まずカードをさして、焼却棟に行くんですけ

れども、今度帰る時にまた計量棟に行くんですが、その際には重さを計った伝票というのが出てきます。それが、何回も何回も紙が詰まるような状況になって、重さの誤差も月に数回は発生している状況なんで、そういった今日の時点の情報とか、常に最新情報ですね、うちの方が確認しながら施設の状況を確認していきたいと思います。以上です。

安東議長　はい。永松郁君。

永松議員　はい。あのですね、もう西大堀、新クリーンセンターはですね、西堀地区の公募で選ばれた地域でもございます。他の地域も手を挙げましたが、最終的に西大堀地区の皆さん方の同意を得てですね、安心安全なものを作っていく。そして、やはり建設途中でも、それらのいろんな情報をですね、やはり事務局として。また、正副管理者としてですね、提供していくことが今後の西大堀地区と広域圏の関係が、ウィンウィンな関係にいくことが、私は大変必要なことだろうと思います。今まで、試運転の期間も地元も全然わからないような状況、正確にはわからないような状況。そこから始まった不信感が、いろんなところに繋がっているんではなかろうかとも思いますし、いろんな情報をですね、やはり、迷惑施設で、西堀地区が手を挙げ、公募で手を挙げていただいた、その地域の方々にはですね、いろんな情報を与えていく。それが、事務局。そしてまた広域圏、広域圏の議会、正副管理者としての役目だろうと思いますので、ぜひ、今後ともよろしくお願いしたいと思います。それでは、引き続き2項目めに入らさせていただきます。

先ほども申しましたが、建設地の西大堀地区は、安全、安心安全を最優秀、最優先を望んでいる、同規模同機能の運転実績を求めております。ごみ焼却場という迷惑施設を受入れる地区の要望としては、極めて当たり前なことでありますし、また、安心、安全を最優先することは、広報、地域選定の時から西大堀地区と広域事務組

合の約束事でもあります。広域事務組合が、その約束を反故にすることがあってはなりません。正副管理者の皆さんに、安心、安全と価格、どちらを最優先事項かをお聞きしたいと思います。正副管理者、3人この場にいらっしゃいますので、ぜひ、管理者、正管理者からの答弁を求めたいと思いますよろしくお願いいたします。

安東議長　しばらく休憩いたします。はい。止めてください。

休憩　午後１時４７分
再開　午後１時４９分

後藤副管理者　はい。

安東議長　副管理者、後藤竜也君。

後藤副管理者　こちらでよろしいですか。副管理者の宇佐市、後藤達也でございます。永松議員の質問にお答えいたします。安心安全の価格ということでございますが、私は、やはり立地をしている実際の長として、安心安全が担保されるというのは、一番大事なことであるというふうに考えております。そもそも、前管理者が、立地協定を結んだ時に、地元との約束として、安心安全な業者で運営するということを約束した上で、立地協定を結ばれたものと認識しておりますので、まず、それに加えまして、地域の方々から、こういった広域ごみ処理施設管理運営に関する要望書というものも提出をされました。先ほど、請願でも採択をされました。それを鑑みて、やはり、どのようにすれば、安心安全が担保できるかと考えた時に、国からの指針にもありますように、やはり全国で 9 割以上が採用されているプロポーザルもしくは総合評価。これが価格だけではなくて、技術力や危機管理能力、そういった面も総合的に判断できるものであるということですから、私も、そういった考えでおります。

以上です。

松井副管理者　はい。

安東議長　副管理者、松井督治君。

松井副管理者　はい。副管理者の松井でございます。永松議員の質問にお答えいたします。財源もですね、限られておりますので、自治体がですね、努力をしてコストを低減をしていくということは必要であろうと考えますが、安全安心という面についてはですね、やはり自治体がやはり最優先でですね、考えなければいけないことであろうというふうに考えております。以上でございます。

永松議員　はい。

安東議長　永松郁君。

永松議員　はい。今、2人の副管理者よりございました。私共も本当にコストを抑えることが必要。より安くして、安心安全を担保できる。そのことは、当該市町村の広域の議員としてもですね。財源をサービスとかすごく必要なことであります。それは私自身も、そしてこの議場におられる議員の皆さん方もその辺は理解はできていると思いますし。しかしながら、やはり立地地区の安心安全。そこを守っていくことがですね、今後20年30年、クリーンセンターが稼働していく中で必要なことではなかろうかと思います。また、一応焼却場の耐用年数が25年から30年とも言われております。新しい所に見つけ、建設予定地が来た時に立ち、その地域の安心安全を確保していかいかなければならないというようなところもございますので、安心安全だけは、ぜひ担保に置きながら、考えていってもらいたいと思います。

佐々木管理者	はい。
安東議長	管理者、佐々木敏夫君。
佐々木管理者	今、後藤市長とも同じ意見で安心安全は、議員さんも同じであります。ただ、安心安全。こういう問題で、非常に大きな間違いを起こす場合があります。本当に事故が起こった時に、対応できる安心安全な業者か否かということも含めて、重要なポイントになるかと思います。今、宇佐市から提案されております総合評価方式では、その西大堀の人が36トンの実績がある人とか、そういう、じゃあ、その運転だけの技術で故障の起こった時、対応ができるのか。プラントは、200度以上の高温にさらされております。30人全部行ったって対応ができません。そして、温度は平温になるまで時間をおいて待つしかないんです。その時はメーカーが来て、原因を調査して対策をしないと、運転だけでは技術力は足らないと思っております。そういうところで、大きな安心安全に誤りがある見解が、議論の中で中心になっております。そういう意味では、将来にわたって、地域の皆さん方の安心安全は、技術力を持って対応するしかないと思っております。プラント作業してる人が、機械のすべては把握できておりません。そして、能力がないと今おっしゃったように、テストを今やっております。初めてのスタッフです。それが順調に推移して、メーカーの指導のもとでスムーズにいってるということも深く認識をいただきたいと思います。以上です。 36トンじゃなくて96トンという。はい。
永松議員	はい。
安東議長	はい。永松郁君。
永松議員	はい。そのことは、私たちも全てに認識しております。トラブル

があってからでは、どういうような対応できるか、それがやはり、総合評価方式にもそこがうたわれてくるんじゃないかなと私は、私自身認識しておりますので、そこをどうのこうの言うつもりはございません。
また、それでは、2項目めに入らさせていただきます。新クリーンセンターは、大型のボイラーとタービンを備えております。管理運営には高い技術と専門性が必要であります。この大型プラントの管理運営について、自動車の運転に例えてみれば、宇佐市の考えは、大型車の運転には大型免許、免許が必要。一方で豊後高田市には、オープンという普通免許でもよいというような考えのようでもございます。大型免許を持っている方々が競争すべきと考えますが、全ての免許も持った、今回、新プラントでは、タービンを起こして、余熱で自家発電。工場棟の自家発電を行うわけですね。やはり、タービンを回す中で本当にその辺の施工実績が必要ではないかと私自身は考えますが。管理者の考えをお伺いしたいと思います。

佐々木管理者　はい。

安東議長　管理者、佐々木敏夫君。

佐々木管理者　車に例えたお話も理解できますが、今、運転ドライバーがハンドルを握ってブレーキがきかない。エンジントラブルになった。ダイナモが、Vベルトが止まってダイナモが作動しない。ライトが暗くなった。ただハンドルを操作する人では、原因がすぐわかりません。そういう意味では、運転だけの技術でない技術がいるということも認識していただきたいと思っております。それから、タービンなんかで、温泉の施設のお湯を沸かすと。これは、ボイラーで、タービンで沸かすわけじゃありません。ダクトから、熱を取って配管を通して、お湯を沸かしてプールでも温泉でも使うという制度に

なっております。ボイラーで直接、やることじゃありません。あわせて言ってるのは、このボイラーも、運転もメーカーが設計して、メーカーが指導するんで、その点は心配ないと思っております。安心安全の立場で言えば、より詳しい人が安全だと私は思っております。

永松議員　議長。

安東議長　はい。永松郁君。

永松議員　あのね。管理者。ボイラーとタービンじゃないと、いわば、余熱は発生しませんよ。ボイラーとタービンで余熱発生して、それで温水施設がその辺を作っていくわけですよ。ダクトを通すとか、そういうだけじゃ予熱ができるわけでも何でもないです。ボイラーとタービンをまわしながらその余熱を利用して、横の健康センターの温浴施設、歩行プール等に温水を送っていくわけですから。その辺のところは、すごくしてもらいたいと思いますし。宇佐市、宇佐市の議員でも、この件について執行部より報告を受けました。議員20人。全員の意見がですね、やはり安全安心な施設。そして、やはり連続96トンにこだわってるわけでも何でもございません。連続運転。24時間連続運転の施工実績を有すること。そして、やはりボイラータービンをまわしますんで、その施工実績を有すること。それは私自身は、やはり最低限必要なことだろうと思います。そこを担保できない限り、やはり、西大堀地区の皆さん方も、なかなかウィンウィンの関係にはなかなかなっていかないんじゃなかろうか。やはり、何かあってからでは遅いんです。その事故。小さな事故、やっぱり故障等あるかもしれません。ですが、今、焼却、全国の焼却施設を見てみた時にも、爆発事故が、リチウム電池とかいろんなところで爆発数も起こります。つい先般は、姫島村でもダイオキシンの過剰な排出等もございました。そんなところもござ

いますし、より本当に実績のあるところを私たちは、本当に宇佐に立地されるわけです。この宇佐にできるわけですよ。そのことはぜひ、正副管理者で考えながら、今後の選定方法について進めていってもらいたいと思います。よろしくお願いします。

佐々木管理者　はい。

安東議長　管理者、佐々木敏夫君。

佐々木管理者　今、姫島のダイオキシンの問題が起きましたけど、これは操作のミスもありますけれども、ダイオキシンが出る原因については、メーカーが調査して、対策をして片付いた問題であります。オペレーターで片付いた問題ではありません。いや、だからそういう意味で議員さん、間違った報告をされると間違った結論に繋がるという、ここしっかり理解をいただきたい。だから、事故が起こって対応ができなかったら、プラントが1ヶ月も2ヶ月も止まる。また、公害が発生する。そういう意味では、しっかりした技術力を持ったメーカーとか業者じゃないと問題があるんじゃないかなと。経験だけでいくとですね。全国で下請けをやった業者で、元請はしたことがないんです。そういう業者が、ペーパードライバーで運転できるよっちゅうことで安心安全が確保できますか。事故が起こったことを想定したときに対応できるのは誰かということを、しっかり、そしてね。入札は公正公平にやらなきゃいけないんです。宇佐市のお金じゃないんです。市民の皆さんの費用で運営するんです。運転は、国の補助は一切出ませんから。そういう意味でも、費用は誰が、市民が負担するのか。行政が負担するのか。そこも、しっかり判断をしていただきたい。そして、故障が起こった時、誰が対応できるのか。正直言って1回目の提案は、この業者は排除を排除とおっしゃったように、96トンの経験がないとだけ、ボイラーは3年の経験がなければならん。だから、不適格者を作って競争の原理

を損なう内容で、これでは公平性が担保できない。だから、高田としては公正公平にいくような案を出させていただいたということを理解してください。安全安心が一番ですよ。将来にわたって20年、25年。この安心安全を担保せんで、どうしますか。感情で流される問題じゃないですよ。

後藤副管理者　ちょっとよろしいですか。ちょっと誤解がございます。

安東議長　永松郁君の質疑でございますので、ちょっとお待ちください。ちょっとお待ちください。え、いいのかい。

後藤副管理者　今、管理者の発言の中で公正公平なというような発言が。誤解を与えるような発言がありましたので、私からちょっとお話させていただきたいと思います。総合評価の入札方式は、公正公平な入札方式であります。それゆえに、全国でも9割以上は、このごみ処理施設においては採用されているわけであります。価格、技術そういったものを総合的に判断して安心できるというものが、総合評価であるということで、私は認識をしております。先ほど、宇佐市のお金じゃないというようなお話されましたけれども、こういったこと申し上げるのもなんですが、この全体の組合の中で一番負担をしてるのは宇佐市でありま。53%負担をしているのであります。それと同時に、立地もしていると。だから、だからこそ、尊重して欲しいということを私は以前から訴えてるわけでございます。それを担保するのは、実績のあるところ、別に狭めるという意味ではなくて、じゃあ誰でもいいのかというところで、競争があっても、それは安全が担保できないと。運転の実績があると、そういったもの全国に幾つもあります。そういった中から公正な競争をしていただいて、それが安心安全に繋がり、そしてまた、地域住民の理解にも繋がっていくものだと私は考えてます。以上です。

永松議員　はい。

安東議長　永松郁君。

永松議員　私の一般質問でもございましたが、管理者、それを言ってるわけじゃないんです。本当に、下請けさんを、今までこうやっていた下請けを入れろとかそういうことを言ってるわけじゃないです。私ども言ってるのは、同規模程度の連続式焼却炉のボイラーとタービンのその辺のところを項目に入れてください。そうすることによって、ウィンウィンの関係が出ていく。そこをぜひお願いしているところでもございます。
続きまして、安心安全。すなわち、同規模機能の実績のある事業者において、価格を含めた競争していただくことを強く申し上げます。よりオープンにという言葉はよいが、ごみ焼却場という迷惑施設の管理運転業務であり、まずは、先ほどからも言いますように、安全安心を担保した上で、よりオープンにという選定方式を選んでいただきたいと思いますが、よろしくお願いしたいと思います。

佐々木管理者　はい。

安東議長　管理者、佐々木敏夫君。

佐々木管理者　今回のプロポーザルにしても、総合評価方式にしても、採点項目は問題になってきます。それで採点で優位になったのは、業者がそこで決まってしまいます。そのあと単価調整をします。そうすっと、決まったら、業者が1社に決まったら、あとは競争はありません。そういう意味では、むしろ入札は競争が原理なんです。そして、市民は、みんな高くない、安いほうがいいんです。これを今の最初の提案では、業者ありきの提案であったんで、代案を出させていただいたわけです。そういう意味で、正しく理解をしていただき

たいと思います。

永松議員　議長。

安東議長　はい。永松郁君。

永松議員　私も、正しくは理解しているつもりでございます。ただ、総合評価方式。要件設定型にしろ、いろんな項目があるわけです。その中で、1社に決まるような、そんな入札はあってはならないと私は思っております。副管理者。指名権がございませんけど、副管理者から。

安東議長　ちょっと待ってくださいよ。

永松議員　私は指名権がございませんので。

安東議長　はい。副管理者、後藤竜也君。

後藤副管理者　あの、業者ありきというような、大変誤解を与えるような言葉がありましたけれども、宇佐市が最初に提案したプロポーザル、そしてまた、国東市の方から折衷案として出された総合評価方式。この項目については、国や県の標準を採用して、提案しているわけでございます。これ恣意的にやったようなことでもございません。業者ありきなんてことはございません。以上です。

佐々木管理者　はい。

安東議長　はい。管理者、佐々木敏夫君。

佐々木管理者　今、後藤市長がおっしゃったようなこと。第1回の宇佐市の提

案では96トンのプラント経験した業者。そして、ボイラーの3年以上の資格経験をとか。全部項目は、他の業者はすべて排除です。ただ、おっしゃる意味もわからんでもないです。プラント運営しておった業者を優先するちゅうたら、羅列すればその業者になるんです。そして、今の、プラント設計して、今準備もして、すべてやってる業者排除で失格という形で。受け付けてないんです。当然、今提案してる業者以外は、入札に応募できません。そして、業者が決まってたら価格を決めるんで、こんな馬鹿な入札で公平性が保てるかと。市民のお金をどう思ってるんかなと。だから、西大堀地区の皆さん、入札の96トン、実績のある人。なにがち。提案理由、提案書に全部入札項目を羅列して書いちょんですよ。西大堀の人達が、そんな文書が、具体的にわかって書いてるんですか。ここにおる議員さんが指導したのか。誰か執行部が指導したのか。それでこの判押して出せと。

永松議員　議長。

安東議長　管理者が答弁中でございますので、ちょっとお待ちください。

佐々木管理者　だから私は、そういう意味で疑念を抱いております。西大堀の人がみんな機械も全ての状況を判断して、これがベストだという。書いたのかどうか。あえて、お伺いしたいぐらいです。だから、逆に知らない人に、プロが先導するようなことでは公正公平な形にはならないんじゃないかなと。だから、私はそういう意味で、公正公平に、市民が金を出すんだという自覚を、議員さんも皆持っていただきたいと思います。

永松議員　議長。

安東議長　はい。永松郁君。

辛島議員　議事進行。議事進行。議事進行の優先になります。

安東議長　はい。それじゃあ、辛島光司君。

辛島議員　はい５番辛島でございます。今、正管理者の発言の中に、議員もしくは地元を中傷誹謗、おとしめるような発言があったと感じておりますので、その点について不穏当発言として、精査をよろしくお願いいたします。暫時休憩を求めます。

安東議長　よございますか。あんたの質問いいんですか。

(発言者不明)　暫時休憩を。

安東議長　それじゃあ、しばらく休憩いたします。

休憩　午後２時１２分
再開　午後４時２９分

安東議長　はい。それでは、ただいまから議会を始めたいと思います。先ほど、辛島議員より議事進行についてということで、発言がございました。よって、管理者である佐々木敏夫より答弁をしていただきたいと思います。

安東議長　はい。佐々木敏夫君。

佐々木管理者　先ほど、議員さんが関わったんじゃないかというような発言が、不穏当の発言という趣旨のことで、議事録を精査したところ、私はえというふうに理解をいたしました。議員さんも、6月6日に請願書を自治会と辛島さん議員の名前も入れて、請願書に署名してお

	ります。もうこれは、あなたたちが関わったことを証明しよんじゃないですか。それと、この請願書と、今度10月3日に要望書が出ております。これは自治会の役員の皆様方です。これと、この要望書の内容が全く同じです。そして、総合評価方式の内容もこれに基づいております。だから、他の業者を受け付けない仕組みを作られておるという。たいへん、逆に辛島さん、反省してくださいよ。以上です。
安東議長	はい。あのですね。今の持ち時間は、永松議員の持ち時間でございます。よってですね、永松議員、質疑を続けてください。
(発言者不明)	議事進行。
安東議長	議事進行は、もうよございます。それぞれの考え方1つでございますので。はい。
辛島議員	じゃあ、緊急動議。
安東議長	どっちかえ。
辛島議員	動議、議事進行を認めない関係で動議。
安東議長	いや、永松議員の通告による、な、質問時間中だから。質問、もう15分しかないんですよ。
辛島議員	じゃあ、終わったあと。
安東議長	え。
辛島議員	終わったあと。

安東議長　終わったあと。

辛島議員　結構です。終わったあとで。

安東議長　終わったあとから、することないですよ。

辛島議員　いや、いや。動議を受け付けないというのは、そら、乱暴ですよ。

安東議長　動議ち言わんかったじゃないですか。最初は、議事進行についてって言うたじゃないすか。

辛島議員　取り上げないなら動議を提出しますって、今、言ってるんで。その事を、真摯に取扱っていただかないと。

安東議長　ほな、賛同議員2名以上おりますか。

辛島議員　います。はい、動議。緊急動議。

安東議長　はい。どうぞ。

辛島議員　はい。先ほど議事進行で私が不穏当発言があるんじゃないかと、精査していただきたいと言ったことに対して、佐々木市長は、佐々木管理者は、修正も断りもしないということでございましたので、佐々木正管理者に対する警告決議を緊急動議として求めたいと思います。文書を読み上げてかえさせていただきます。

上記、決議案を別紙の通り会議規則第十条第1項の規定により提出します。令和7年10月7日、宇佐高田国東広域事務組合議長、安東正洋様。提出者、私、辛島光司。賛成者、永松郁議員、多田羅純一議員、新たに交渉議員、吉田康秀議員。水脇純一議員。

提案理由、佐々木正管理者による不適切な発言により、クリーンセンターの立地地区である宇佐市西大堀地区との信頼関係が損なわれる一方である。また、宇佐市選出の宇佐高田国東広域事務組合議会議員との信頼も損なわれるような発言もあり、今後の宇佐高田国東広域事務組合の運営、運営に支障をきたすことが懸念される。よって、佐々木正管理者に対して、警告を決議する。これが、本案を提案、本案を提出する理由であります。佐々木正管理者に対する。えっとですね。はい。以上をもちまして、決議案、警告決議案を提出いたしますので、会議規則にのっとり、賛成者も規定数いますので、議会で適切に諮っていただければと思います。

安東議長　はい。所定の賛成者がありますので、動議は成立いたしました。しばらく休憩いたします。

休憩　午後４時３５分

再開　午後４時４８分

安東議長　休憩前に引き続き会議を開きます。本日の会議時刻は、議事の都合により、あらかじめ延長させていただきます。

河野議員　議長。

安東議長　はい。河野徳久君。

河野議員　7番、河野徳久です。今、辛島議員から出された警告に対する文書を拝見させていただきました。この文章が良い悪いを私は、申し上げるつもりはございません。しかしながら、私たちは、広域圏の議員として出てきています。正管理者、副管理者含めた執行部が、出した議案に対して、これがいいか悪いかを審議するのが使命であります。それを、執行部との正管理者、副管理者の意見が合わないでこの議会は、今、早く言うと巻き込まれてる。議員同士、やっ

ぱり今まで仲良くやってきたのに、対決しなきゃならない。もう、この問題は、今日は、あと残ってるのが永松議員の質問時間が残ってますから、この質問時間を持ってね。一応頭を冷やすべく、そして、正副管理者には、議会に対して、完全な議案として提出していただきたい。それが私たち議員として、何も揉めることに加担しなくても進みますし、どうかよろしくお願いいたします。

安東議長　はい。

辛島議員　議事進行。

安東議長　はい。ただいま議事進行が出ました、河野徳久議員から出ましたけど。

河野議員　動議。

安東議長　同動議が出ましたけど、動議に賛同の方はおられますか。

（賛同者　あり）

はい。賛同者おりますので、これも取り上げていきたいというふうに思います。はい。前に議事を前に進めますので。

辛島議員　議事進行。

安東議長　いや、議事を前に進めますので私の権限で。永松君。

辛島議員　いや、おかしい。動議に対して、それはおかしい。

安東議長　動議じゃないじゃないすか。今、議事進行ち、言おるじゃないですか。何べんも。

辛島議員　動議で出しましたんで、その対応、おかしいです。

安東議長　何がおかしいですか。

辛島議員　だから、発言をさせてください。

安東議長　1回だけですよ。

辛島議員　いや、1回だけとかじゃなくて。

安東議長　今、今、賛成と、反対といろいろ出ちょるじゃないですか。

辛島議員　いや、いや。そういう事じゃない。そういう事でなくて、議事の進行、議長としてこの議会のルールに則った進行についての発言ですよね。これは、おかしいですよ。

安東議長　そうかな。

辛島議員　はい。議事進行です。

安東議長　はい。それじゃあ、辛島光司君。

辛島議員　はい。動議に関しましては、賛成者がいれば、採決、もしくはそれに諮ることができるということですので、動議をそれぞれ出て賛同者がいれば、そのことについて、賛否を問わなければいけないってのが動議でございますので、それを、動議を図らずにそのまま流すっていうことは、議会のルールとしてはありえないことだと思っております。それは、もう一度精査されて、事務局ともしっかり詰めて、適切に対応していただきたいと思います。以上です。

安東議長　はい。先ほどですね、おたくの方から、提出書類を見たら、ここに賛同議員さんの署名捺印がございます。よって、私は、この人たちは賛同議員であるということで理解しておりますので、よろしくお願いいたします。

辛島議員　いや、いや。おかしいです。

安東議長　警告決議。分かりました。分かりました。はい。先ほど成立いたしました警告決議案の動議を議題と、ただいまから、採決いたします。

河野議員　議長

安東議長　はい。河野徳久議員。

河野議員　7番、河野徳久です。あの、事務局にお尋ねします。ここに私も今、参考書持ってませんけど、この警告ちゅうことは、懲罰に当たるんですか。単なる警告事態ですか。これは懲罰だったら、これは別に審議し直さなきゃいけんのですよ。

安東議長　うん。

河野議員　今日は、出せないんですよ。懲罰規定は。

辛島議員　警告は、注意です。

河野議員　注意ですか。じゃあ、事務局から聞かんと。

安東議長　はい。総務課長。

萱島課長　はい。お答えいたします。先ほど辛島議員からもありましたように、注意ということになります。以上でございます。

安東議長　先ほども申し上げましたけど、成立いたしました。警告決議の動議を議題として、ただいまから採決します。辛島議員の動議の通り決定することに賛成の賛成者の起立を求めます。

（賛成者6名）

起立多数です。よって、本件は可決されました。従って、警告決議の通り決定いたしました。それじゃあ、河野議員の

川谷議員　議事進行。

安東議長　はい。

川谷議員　確認させてください。

安東議長　え。

川谷議員　議長。

安東議長　はい。ちょっと待っておくれ。河野議員の動議がさっき出てますので。

（発言者不明）　議事進行で。

安東議長　はい。ほいじゃあ、川谷議員。

川谷議員　えっと、議員必携といって、全国町村議会の議長会なんですけど、いいですか。全国町村議長会が発行してる議員必携によるとですね。動議の取り扱いについて、動議が提出され、所定の賛成者が

あれば、日程の追加を図り、次いで議題に供して説明、質疑、討論、表決の順序で議事を進めることと書いてあるんですが、先ほど日程の追加の部分と、あと討論等が抜けていたように思うので、改めて、議長において精査され、していただきたいというふうに思います。

安東議長　しばらく休憩いたします。

休憩　午後４時５６分

再開　午後５時１３分

安東議長　それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。先ほど、川谷議員からご指摘がございました件でございますけど、訂正してお詫び申し上げます。続いて、辛島議員の動議を日程に追加し、緊急質問終了後に、追加日程 9 として議題とすることについて、採決をいたします。

この動議に日程に追加し、追加日程第 9 として議題とすることに賛成の賛成者の起立を求めます。

（起立者　6 人）

起立多数でございます。よって、本件は可決されました。先ほど河野徳久議員より動議が出ました。これにつきまして、賛成者の諸君の起立を求めます。

（起立者　5 人）

永松議員　議長、確認したいんですが。

安東議長　はい。

永松議員　先ほど、7 番、河野徳久議員より緊急動議が出されました。私自身が、ちょっと内容をまだよく把握しなかったもんですから、改めて河野徳久議員より説明を求めるか、文書等で議員に配布できれ

ばと思いますが、よろしくお願いいたします。

安東議長　はい。

河野議員　議長。

安東議長　はい。河野徳久議員。

河野議員　原稿を持ってないので、1字1句違うようなお答えはできませんけど、私の言ってるのは、執行部管理者が、きちっとした議案を作って議会に諮ってくれるのが本務ですというのが1個。ね、まず。そしてもう1個は、議会に陳情は、請願がきて、議会でもって議員同士がいろいろ議論するっちゅうよりも、議会の本質を外れていきよるんですよ。今は。だから、市、執行権者が、まずいい議案を出して欲しいということ。それが一番です。それと、今日また辛島議員から動議が出てますけど、この後審議、賛成多数ですから審議があると思いますけど、もう警告という軽い注意のようですから。それは、それでいいですけど。普通は、もう懲罰に値するところまでいく場合は、今日、決をとって、結論を出すことは、普通はできないんですよ。その件を、私は言いたかったです。だから、管理者に対して、この次議会を開くときには、議員同士がもめないような議案にして提出して欲しいと、そう願っております。

辛島議員　はい。確認できました。ありがとうございました。

安東議長　はい。よろしいですか。よろしいですか。はい。

永松議員　議長。

安東議長　はい。永松議員。

永松議員　先ほど７番河野議員より、動議の内容の説明がございました。今一度、採決をとっていただきたいと思いますが。できない。

安東議長　しばらく休憩いたします。

休憩　午後５時１８分

再開　午後５時２４分

安東議長　それでは、再開いたします。河野議員の動議につきましては、起立少数ということで、本件は否決されました。それでは、永松議員の一般、緊急質問を行います。

永松議員　はい。議長。

安東議長　はい。

永松議員　それでは、時間も大分休憩で経ちましたけど。一点、管理者確認しております。先ほど管理者が言ってた内容ですけど、提案があって後で価格を決める。それはプロポーザル方式だと私は認識しております。今回、正副管理者でプロポーザル方式は、もう採用しないということが決まってたんじゃないかなというような認識なんですが、管理者その辺の、強く先ほどの管理者の答弁で申し上げておりましたので、その辺をちょっとお聞きしたいと思います。

安東議長　はい。管理者、佐々木敏夫君。

佐々木管理者　プロポーザルは、保留しまして。総合評価方式。この総合評価方式のプロポーザルも、採点項目を作って採点で、優位なものを決めるから、そこで業者が先に決まってしまいます。

永 松 議 員　わかりました。ありがとうございます。

佐々木管理者　はい。

安 東 議 長　はい。永松郁君

永 松 議 員　いや。私は、プロポーザル方式はもう採用してないという認識でいいのか。的確に、そこだけお聞かせ願いたいと思います。

佐々木管理者　はい。プロポーザルは・・・・

安 東 議 長　佐々木敏夫君。

佐々木管理者　ありません。

安 東 議 長　はい。

永 松 議 員　いや。先ほどの答弁の中でですね、提案して最後に、価格を決めていくんだというような答弁がございましたんで、それは、私は、私の認識としてはプロポーザル方式ですから。あえて、管理者の方にそこを質問させていただきました。で、やはり、プロポーザル方式じゃなく、総合評価、そしてまた、また要件設定型の中で、今、正副管理者会議で練っている、協議しているということで認識をさせていただきたいと思います。それでは、もう時間も迫ってきましたが、3項目めのですね、代替案。やはり、正副管理会議の中で、高田市からの提案の中で、幹事会、正副管理者。そして幹事会で、今後揉んでいく中で、代替案として、高田市の環境課の職員と法務担当の職員が、はい。その会議に出席して、協議、代替案を出してきたというようなところを聞いておりますが、そのようなところに至った経緯を、もしわかれば、お聞かせ願いたいと思います。

佐々木管理者	はい。
安東議長	はい。管理者、佐々木敏夫君。
佐々木管理者	それにつきましては、執行部と申しますか、事務局で提案しておるのが、もう業者決定かのごとく、レールが敷かれておって、我々が協議会で発言しても、取り上げられないという、そういう問題があったんで文書で出さないと、公平性に欠けるということで、A案、B案を比較しながら、長所短所。そして、豊後高田の職員は、私は説明を求めるようにして、皆さんにわかるように説明をさせました。
永松議員	議長。
安東議長	はい。永松郁君。
永松議員	はい。あのですね。やはり、広域議会という3市の合意のもとの広域のところでございます。その中でやっぱり豊後高田の職員だけ入ってくる。そしたら、返せば宇佐の職員でも、国東の職員でも入って協議ができるわけですよね。そのようなところになりますんで、やはり開かれ、独立した広域議会という議会があるわけですから。その中で、やはり正副管理者、幹事会で決めるということでありますので、やはり3者の合意で決めていくのが、私は本来のルールではなかろうかと思いますので。今後はですね、その辺のところを遵守しながら、行っていってもらいたいと思います。
佐々木管理者	はい。
安東議長	はい。管理者、佐々木敏夫君。

佐々木管理者　それについては、職員が議論の中に入って、やりとりをするということじゃなしに、対案をついて朗読をさしたという、そういう形でありますんで。3者の中で、議論をするために入ったわけではありませんので、私は大きな問題はなかろうかと。ないんじゃなかろうかと思っております。

永松議員　はい。

安堵議長　はい。永松郁君。

永松議員　いや、私が言いたいのは、やはり広域というところもございますんでその辺のところは、しっかり守っていってもらいたいなという要望でございます。よろしくお願いしたいと思います。3項目めの最後になりますが、管理者、後藤副管理者にもお伺いいたしました。やはり、松井副管理者にお伺いしたいんですが、やはり本当に安心安全で地元が納得できる、そんな維持運営形態になっていって欲しいと私は思っておりますが、松井副管理者のお考えがあれば、お聞かせ願いたいと思います。よろしくお願いいたします。

安東議長　はい。副管理者、松井督治君。

松井副管理者　はい。お答えいたします。入札方法につきまして、これまでですね。豊後高田市、そして宇佐市ともに隔たりがありましたけれども、何回も幹事会を行い、そして、正副管理者会議でも議論を重ねて、今論点が絞られてきているところでございます。今後ですね、またあそこの論点を、今度、幹事会で議論をすることにしております。私は、先日も正副管理者会議で申し上げましたけれども、ここまで論点が絞れてきたので、あとは、お互いがやはり立場を、お互いの立場を考えながらですね、やはり市民の皆さんの安全安心と

いうのを念頭に置いて、譲歩もしていただきたいというふうに思っております。要件設定型。それから総合評価含めまして、どうやったら安全を確保できるのかという議論は、私は進んでいると思います。ですので、そこをですね。きちっと担保できるように、今後の幹事会の中で、きちっと話をしていただいて、いただきたいなというふうに思っております。以上でございます。

永松議員　はい。

安東議長　はい。永松郁君。

永松議員　はい。ぜひですね、やはり、維持運営。私は、1つのものに、やはり、管理者、副管理者、双方がですね、よりよい方向を見つけていく。そして、やはり地元住民を安心させる。そして、宇佐高田国東の広域圏がですね。スムーズに運営できる、そのことを願っておりますので、ぜひ 3 者の協議をですね、重ねていくことも必要です。そして、お互いが歩み寄れるところは歩み寄ってですね、よりよいものを作っていただく。運営していただく。そのことは、3市の市民にとって、3市の市民にとっても、安全安心に繋がっていくと思いますので、協議の方よろしく進めていってもらいたいと思います。そして、12 月 1 日、供用開始に向けてですね、1歩でも努力していただければと思っております。最後に、4項目めに入らさせていただきます。まだ、公害防止協定を結んでいないということでございます。聞くところによりますと、まだ結ばなくていいというような話も内部の方から出てるようでもございますが、もう 8 月から試運転を開始しております。その中でやはり、24 時間、連続運転等を行っているわけではなく、火入れを行って、立ち上げて、少しずつ立ち上げて。そちらの方は、周辺住民にとっては、不安があろうかと思います。早期の公害防止協定を結ぶように、管理者等の考えをお伺いしたいと思いますが、よろしくお願いいたし

ます。

佐々木管理者　はい。

安東議長　はい。管理者、佐々木敏夫君。

佐々木管理者　その点は、正副管理者。3市で協議が決定しておりますので、文書を直ちに執行していきたいと考えております。

永松議員　はい。

安東議長　はい。永松郁君。

永松議員　その時には、地元西大堀地区をはじめですね、周辺地域の皆さん方に、その辺の文書を、公害防止協定の内容も確認できるというような認識でよろしゅうございますでしょうか。

安東議長　管理者、佐々木敏夫君。

佐々木管理者　はい。

安東議長　はい。永松郁君。

永松議員　はい。すごく残念だったんですが、火入れ式は、試運転が始まることを地元関係者他に周知もされていなかったように私は認識しております。やはり地元の合意があって、建設されたわけでもございますし、プラントをお披露目する大切な行事である。なぜ、火入れ式を開催しなかったのか、お伺いしたいと思います。

安東議長　事務局長、加来守君。

加来局長　はい。再質問にお答えします。確かに前回のこれまでの臨時会、議会等で火入れ式については、議員の皆様に火を入れる際には、火入式というものを、ご案内していたと思います。が、しかし、今回の敷地内の外構工事の関係で、8月5日ですかね、その周辺の日程につきましては、外構工事の関係で工事車両が多数ございました。とても、式典を開くというような整備状況ではなかったかと思います。それと、今、内海が機械の試運転やってございますが、そこに投入する人員の配置。運転支援員のところの整備もそろっていなく、その辺に事務局としては、力を注いだ関係がございました。ご連絡、ご案内、本当に遅くなって、この場をお借りして、お詫び申し上げます。

永松議員　はい。

安東議長　はい。永松郁君。

永松議員　はい。先ほど管理者の佐々木管理者より早急に公害防止協定を結ぶということでもございました。目安として、もう12月1日が本格運用でございます。日にちを区切ってですね、いつぐらいまでに地元と協議しながら、公害防止協定を結べるのか。明確な。本来ならば、火入れ式前に結ぶのが私は筋だろうと思います。それができていなかったということは、やはり地元住民に対する説明もございます。今日、西大堀地区の区長さんはじめ、傍聴にも見えております。見えておりますんで、明確な日、12月1日が本格運用でございますので、いつぐらいまでにというところをわかればお聞かせ願いたいと思います。

安東議長　管理者、佐々木敏夫君。

佐々木管理者　はい。正副管理者では決定、合意をえておりますので。あとは、また地元の皆さんと事務局の。また議員さんの皆様にも、いつの日がベストか、そういうことも打ち合わせをしながら、早急に締結を行いたいと思っております。

永松議員　はい。

安東議長　はい。永松郁君。

永松議員　あのですね。やはり、地域の方々に対する情報不足とかいうのも事務局ね。その辺のところは、すごく反省してもらいたいと思います。やはりどういうような状況になってるのか。それをすることによって、地域の皆さん方の不安も解消できると思っております。私どもも、先ほど、今日、緊急質問という形で取り上げさせていただきましたが、正副管理者の早期の合意。そして、地元住民のより安全、安心を担保できる、そんな新プラント稼動に向けて議員、執行部、管理者3名、そして私ども議員も鋭意努力していきますので、一緒に手を取り、取り合いながら、よりよい施設運転をできればと思っております。ちょうど時間となりましたので、私の一般質問を終結させていただきます。ありがとうございました。

安東議長　それでは、日程第9、佐々木管理者に対する警告決議についてを議題といたします。これより、警告決議について質疑に入ります。質疑や意見はありませんか。

（「なし」と答える声あり）

質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。これより討論に入ります。討論はありますか。ありませんか。

（「なし」と答える声あり）

討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより、警告決議について採決いたします。お諮りいたします。本件について、可決

することにご異議ありませんか。

（「なし」と答える声あり）

ご異議なしと認めます。よって、本件は可決と決定いたしました。

以上をもちまして、本臨時会に付議されました議案の審議はすべて終了いたしましたので、令和７年10月第４回宇佐高田国東広域事務組合議会臨時会を閉会いたします。どうもご苦労でございました。

午後５時４２分

以上、会議の経過を記録して、事実と相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和７年10月７日

議　　長　　安東　正洋

署名議員　　宮園　正敏

署名議員　　森　　正二